

# 一般社団法人 愛知県医療法人協会 会費基準

## <正会員・準会員>

病床数または 介護保険施設の定員数	会費（円/年額）	会報送付部数
診療所	36,000.-	1部
50床以下	36,000.-	1部
51床～100床以下	48,000.-	1部
101床～200床以下	60,000.-	1部
201床以上	72,000.-	1部

運営する施設の病床数並びに定員数を合算する

合算する施設は次のとおり 他都道府県の施設も含む

- ・有床診療所
- ・病院
- ・介護保険施設

（当協会での介護保険施設は、老人保健施設と介護療養型医療施設・介護医療院）

\*注1：会報は、会員の希望する施設に1会員につき1部送付する

ただし、それ以上希望する場合は1部につき 1,070円（税込）で受け付ける（年4回発行）  
送付部数は、平成25年9月5日の拡大常任理事会において、承認された

\*注2：その他医療法人が経営できる入院・入所施設のない事業については会費の算定をしない

\*注3：本基準は平成12年4月1日より実施する

平成12年1月13日 平成11年度第2回通常総会第3号議案決議

注1：平成26年4月1日改定

令和4年5月12日 令和4年度定時総会第3号議案決議文言変更

## <賛助会員>

	年会費	入会金（初年度）
① 株式会社等主に会社組織の法人	➔ 90,000円/年	10,000円
② 社団法人、財団法人等の公益性を有す法人	➔ 60,000円/年	10,000円
③ 個人	➔ 36,000円/年	10,000円